

平成27年第6回関川村議会定例会会議録（第2号）

○議事日程

平成27年9月18日（金曜日） 午後3時 開会

- 第 1 認定第 1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
 - 第 4 議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 5 議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第3号）
 - 第 6 議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 7 議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 8 議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）
 - 第 9 請願第 3号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める
請願
 - 第10 陳情第 4号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増
額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情
 - 第11 陳情第 5号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書採択についての陳情
 - 第12 ー 議員派遣
 - 第13 ー 委員会の閉会中の継続審査の件
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第 1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 3 議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 請願第 3号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める
請願
- 第10 陳情第 4号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増
額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情

- 第11 陳情第 5号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書採択についての陳情
 追加日程第1 発委案第 8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充
 を求める意見書の提出について（国）
 追加日程第2 発委案第 9号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充
 を求める意見書の提出について（県）
 追加日程第3 発委案第10号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出につい
 て
 追加日程第4 発委案第11号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐
 を求める意見書の提出について
- 第12 一 議員派遣
 第13 一 委員会の閉会中の継続審査の件

○出席議員（9名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君
9番	伝	信	男	君						

○欠席議員（1名）

10番 平 田 広 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君
副	村	長	佐	藤	忠	良
教	育	長	佐	藤	修	一
教	育	課	長	稲	家	誠
総	務	課	長	伊	藤	保
税	務	会	計	課	長	井
上	広	栄	君			
建	設	環	境	課	長	高
橋	賢	吉	君			
農	林	観	光	課	長	伊
藤	隆	君				
住	民	福	祉	課	長	中
束	正	子	君			
総	務	課	参	事		
加	藤	善	彦	君		

税務会計課参事	田	村	久	美	子	君
農林観光課参事	板	越	昌	生		君
住民福祉課参事	伊	藤	和	義		君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐	藤	充	代
主 査	小	池	由	美 子

午後3時00分 開会

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

10番平田 広さんから欠席の届け出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

なお、本会議終了後、行政報告がありますのでお知らせします。

日程第 1、認定第1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について

日程第 2、認定第2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長（近 良平君） 日程第1、認定第1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について及び認定第2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題といたします。

ただいま議題となっております議件につきましては、平成26年度決算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されておりますので、特別委員長の報告を求めます。

特別委員長、高橋正之君。

○決算審査特別委員長（高橋正之君） 平成26年度決算審査特別委員会報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、認定第1号の討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成26年度関川村各会計の決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 3、議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 4、議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5、議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算(第3号)

日程第 6、議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 7、議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 8、議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号)

○議長(近 良平君) 日程第3、議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例から、日程第8、議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号)まで、以上6件を一括議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長(伝 信男君) 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長(近 良平君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、菅原 修さん。

○産業建設常任委員長(菅原 修君) 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長(近 良平君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

議案第57号について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算(第3号)は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、請願第 3号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める請願

日程第10、陳情第4号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情

日程第11、陳情第5号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書採択についての陳情

○議長（近 良平君） 請願第3号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める請願から、陳情第5号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書採択についての陳情まで、以上3件を一括議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長、菅原 修さん。

○産業建設常任委員長（菅原 修君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、請願第3号について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

この請願について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、請願第3号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、陳情第4号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号について討論を許します。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、陳情第5号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書採択についての陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後 3時20分 休 憩

午後 3時21分 再 開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1、発委案第 8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(国)

追加日程第2、発委案第 9号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(県)

追加日程第3、発委案第10号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出について

追加日程第4、発委案第11号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める意見書の提出について

○議長（近 良平君） 追加日程第1、発委案第8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）から、発委案第11号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める意見書の提出についてまで、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

提出者、総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君）

発委案第8号

平成27年9月18日

関川村議会議長 近 良平 様

提出者

総務厚生常任委員長 伝 信男

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、

私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

意見書の文案につきましては、記載されてあるとおりであります。

（意見書の提出先）

内閣総理大臣 安倍晋三 様

文部科学大臣 下村博文 様

財務大臣 麻生太郎 様

総務大臣 高市早苗 様

衆議院議長 大島理森 様

参議院議長 山崎正昭 様

発委案第9号

平成27年9月18日

関川村議会議長 近 良 平 様

提出者

総務厚生常任委員長 伝 信 男

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、

私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（県）

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

意見書の文案につきましては、記載されてあるとおりであります。

（意見書の提出先）

新 潟 県 知 事 泉 田 裕 彦 様

発委案第10号

平成27年9月18日

関川村議会議長 近 良 平 様

提出者

総務厚生常任委員長 伝 信 男

ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

意見書の文案につきましては、記載されてあるとおりであります。

（意見書の提出先）

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

総 務 大 臣 高 市 早 苗 様

法 務 大 臣 上 川 陽 子 様

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

提出者、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、菅原 修さん。

○産業建設常任委員長（菅原 修君）

発委案第11号

平成27年9月18日

関川村議会議長 近 良 平 様

提出者

産業建設常任委員長 菅 原 修

林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

意見書の文案につきましては、ここに記載のとおりです。省略させていただきます。

（意見書の提出先）

林野庁関東森林管理局長 志 田 孝 一 様

林野庁下越森林管理署長 飯 塚 充 由 様

林野庁下越森林管理署

村 上 支 署 長 相 原 慎 二 様

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、発委案第8号の討論を許します。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発委案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(国)は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

次に、発委案第9号の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第9号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(県)は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

次に、発委案第10号の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第10号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出については原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

次に、発委案第11号の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第11号 林野庁下越森林管理署女川森林事務所の改築・移転及び職員常駐を求める意見書の提出については原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

日程第12、議員派遣について

○議長(近 良平君) 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、日程第12、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第13、委員会の閉会中の継続審査の件

○議長(近 良平君) 日程第13、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中もお審査及び調査を継続したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長の申し出のとおり許可することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長からの申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長(近 良平君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

本日の会議はこれで閉じます。

これをもって第6回関川村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時31分 閉 会

